

平成 23 年 8 月 4 日

お客様各位

郡山信用金庫

このたびの大雨にかかる災害により被害を受けられた会津地方の被災者の皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫は、今回の大雨による災害救助法が適用された地域の被災者の皆さまに対し下記のとおり対応しますのでお知らせ致します。

1. 預金証書・通帳を紛失した場合でも、運転免許証・保険証等により預金者であることを確認できる場合には、1日10万円を限度に払戻し致します。
2. 届出の印鑑がない場合には、拇印にて対応致します。
3. 事情により定期預金・定期積金の期限前払戻しに応じます。また証書を担保に融資も致します。
4. 被災に起因して支払期日が経過した手形については、関係金融機関と協議のうえ取立ができるよう調整致します。
5. 被災に起因した手形の不渡処分等についてはご相談下さい。
可能な限り対応致します。
6. 汚れた紙幣については、お取り換え致します。
7. 国債を紛失した場合はご相談下さい。
8. 災害による応急資金が必要な場合はご相談下さい。手続きの簡便化、迅速化に努める他、ご融資金の返済猶予等についても検討させていただきますのでご相談下さい。
9. 8月4日現在、川内支店を除く店舗で通常通り営業致しております。

以上